

宮崎南デイサービスセンター通所介護

契約書（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 愛鍼福祉会
主たる事務所の所在地	〒889-2161 宮崎県宮崎市大字加江田曾山寺4514番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 辻本 瑠璃子
設立年月日	平成6年 3月30日
電話番号	0985-65-2828

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	宮崎南デイサービスセンター	
サービスの種類	指定通所介護事業所	
事業所の所在地	〒889-2161 宮崎県宮崎市大字加江田曾山寺4514番地2	
電話番号	0985-65-2899（直通） 0985-65-2828（転送）	
指定年月日・事業所番号	平成11年11月22日指定	4570100695号
開設年月日・利用定員	平成7年7月1日	定員30人
通常の事業の実施地域	宮崎市・清武町（片道30分以内の地域）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、また、家族の精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、日常生活上のお世話及び機能訓練を行い心身の機能維持や適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所介護は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な

日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日（年末年始を除く）
営業時間	午前8時00分から午後5時00分まで
サービス提供時間	午前8時45分から午後4時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1名
看護職員	常勤 1名 非常勤 1名
介護職員	常勤 6名
機能訓練指導員	常勤 1名（理学療法士）

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望など何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	施設長 宮川 貴吉
担当職員の氏名	生活相談員 野間田 祥子

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた額です。但し介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）通所介護の利用料…基本部分、加算、減算の合計金額となります。

【基本部分：通所介護費（通常規模型）】

所要時間 (1回あたり)	要介護度	通所介護費			
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
	要介護2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
	要介護3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	要介護4	10,230円	1,023円	2,036円	3,069円
	要介護5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合	400円	1割 40円
			2割 80円
			3割 120円
個別機能訓練加算 (Iイ)	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合(1日につき)	560円	1割 56円
			2割 112円
			3割 168円
個別機能訓練加算II ※厚労省への訓練に関する情報の提供を行った場合		200円	1割 20円
			2割 40円
			3割 60円
認知症加算	当該加算の体制・人材要件を満たし、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して指定通所介護を行った場合(1日につき)	600円	1割 60円
			2割 120円
			3割 180円
口腔・栄養スクリーニング加算	利用者へ口腔・栄養状態の確認を行い、担当介護支援専門員に情報を提供した場合(6か月に1回まで)	200円	1割 20円
			2割 40円
			3割 60円
ADL維持等加算	バーセルインデックス(BI)を用いて一定レベルのADLの維持・改善につながった場合(1月)	300円	1割 30円
			2割 60円
			3割 90円
通所介護科学的介護推進体制加算	厚労省の定めるLIFEへの情報提供、LIFEからの情報を活用したプラン等の見直しを行った場合	400円	1割 40円
			2割 80円
			3割 120円
サービス提供体制強化加算Iイ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	220円	1割 22円
			2割 44円
			3割 66円
介護職員等処遇改善加算	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3)	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算) の9.2%	左記額の1~3割

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 (1日につき)	940円	1割 94円
			2割 188円
			3割 282円
送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合 (片道につき)	470円	1割 47円
			2割 94円
			3割 141円

(3) その他の費用

区域外送迎	通常送迎30分範囲内での送迎を事業実施地域としていますがそれ以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は送迎費用として1km30円をいただきます。
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費をいただきます。
複写物交付	サービス提供についての記録等の複写物を必要とする場合一枚につき10円
くもん学習療法	希望される方だけのサービスです。月額2300円をご負担いただきます。

(4) 支払い方法

1ヶ月ごとにまとめて請求しますのでその都度現金にてお支払いください。
尚、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
現金払いの場合	サービスを利用した月の翌月15日前後に請求書をお渡しいたします。
銀行振り込みの場合	事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 振り込み手数料は自己負担となります。 宮崎太陽銀行 青島支店 (普通) 1002578 名義 宮崎南デイサービスセンター 施設長 宮川 貴吉

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに介護支援専門員・主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定・地域との連携体制の構築を行い防災訓練実施に努めます。防災マニュアルに従い、迅速に対応致します。

12. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待防止

事業で虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。また利用者の尊厳保持・人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資する事を目的に、高齢者虐待の防止ともに早期発見・早期対応に努めます。

14. 地域との連携

地域住民の自発的な活動等（サロン・ボランティア）との連携・協力を行い地域との交流に努めていきます。

15. 個人情報の扱い

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います）を正当な理由をなく第三者に漏らしません。なお、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に心身等の情報を提供できるものとします。この守秘義務は、契約終了後も同様です。また、デイサービス内での活動の写真を広報（デイだより）・フォトコンテスト等への作品提出・研究発表資料として使用させて頂く事があります。

16. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	愛鍼福祉会 総務課 0985-65-2828 生活相談員 野間田 祥子 第三者委員 上川 百合子
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

行政機関	宮崎市介護保険課事業所支援係	電話番号 0985-44-2591
	国保連合会介護保険課介護サービス相談係	電話番号 0985-35-5301

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 利用者の行動の自由を最大限に尊重した上での事故予防策は行っていますが、心身に障害のある方々が利用している施設にあっては、事故の発生は避けられません。
利用者・家族の方々は、そのリスクを理解して頂いた上でのご利用になります。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) ご利用中の急病を除く、発熱やその他の病状の際に関わる病院受診においてはご家族対応となります。また、定期受診等で、薬の変更等がありましたら、速やかにご連絡下さい。

- (4) 決められた物以外の持ち込みはご遠慮下さい。とくに金品と衛生・健康管理上、食べ物の持ち込みはできないことになっています。これにかかわる事故につきましては当事業所では一切責任を負いませんのでご承知ください。また紛失防止の為、持ち物には名前の記入をお願いします。
- (5) サービス利用の変更、追加の申し出に対して、稼働状況により契約者の希望する期間にサービス提供できない場合は、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 〒889-2161 宮崎市大字加江田4514-2

事業者（法人）名 社会福祉法人 愛鍼福祉会

宮崎南デイサービスセンター

代表者職名 施設長 氏名 宮川 貴吉 印

説明者職名 氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の一部となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名

印